

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部
を改正する条例

武蔵野市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年12月武蔵野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 特定個人番号利用事務</u> <u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(4) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p>	<p>号の追加</p> <p>号の追加</p>
<p>(利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 武蔵野市長（以下「市長」という。）又は武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u></p>	<p>(利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 武蔵野市長（以下「市長」という。）又は武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u></p>	<p>字句の改正</p>

<p>(3) (略)</p> <p>2 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>1 <u>法別表第1</u>の下欄に掲げる事務</p> <table border="1" data-bbox="237 857 660 1014"> <tr> <th>機 関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> <tr> <td colspan="3">(1)から(22)まで (略)</td> </tr> </table> <p>2 及び 3 (略)</p>	機 関	事務	特定個人情報	(1)から(22)まで (略)			<p>(3) (略)</p> <p>2 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <p>1 <u>法別表</u>の下欄に掲げる事務</p> <table border="1" data-bbox="719 857 1137 1014"> <tr> <th>機 関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> <tr> <td colspan="3">(1)から(22)まで (略)</td> </tr> </table> <p>2 及び 3 (略)</p>	機 関	事務	特定個人情報	(1)から(22)まで (略)			<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
機 関	事務	特定個人情報												
(1)から(22)まで (略)														
機 関	事務	特定個人情報												
(1)から(22)まで (略)														

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。